

公的年金制度の再編成の推進について

平成8年3月8日
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。

- (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。

(3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。

3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。

4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

平成8年5月30日 厚生委員会会議録（抄）

○釘宮馨君

（平成8年閣議決定と昭和59年閣議決定との関係、またその経緯について質問。）

○国務大臣（菅直人君）

公的年金制度の一元化につきましては、今、委員の言われましたように、昭和五十九年二月の閣議決定により政府の方針が示されまして、これに基づいて昭和六十年改正においてまず全国民共通の基礎年金制度の導入を行い、また被用者年金制度の二階部分の給付の公平化を行ったところであります。

この閣議決定では平成七年をめどに一元化を完了することと定めており、これを踏まえて平成六年二月には公的年金制度の一元化に関する懇談会を設置いたしまして関係者の合意形成に努め、平成七年七月に同懇談会からの報告書の提出があったところであります。

この懇談会の報告を受けまして、政府内部においても公的年金制度の再編成に関する検討を行いまして、平成八年三月、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が二十一世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に被用者年金の再編成を進めるという具体的な方針を定める新たなその次の段階の閣議決定を行ったところであります。

そういった意味で、さきの閣議決定は、基本的には相当程度それに沿って基礎年金の導入などを含めて進んできて今回の改正案の提案になっているわけですけれども、さらなる努力を今後もするという意味で平成八年三月に新たな閣議決定をし、同時にこの法案の提出をしてお願いしていると、そういうように理解しております。

○釘宮馨君

(一元化の完了時期をいつごろと考えているかという質問。)

○国務大臣（菅直人君）

一元化という言葉自体がやや幅のある言葉だということはきょう午前中の質疑の中でも何人かの委員の方の答弁で申し上げたわけですが、今回の法案で三公社の共済が厚生年金に統合されると。残された問題が御承知のように幾つかあるわけですが、それらも今後の成熟化に伴う中で議論をし、さらなる次の段階、場合によってはさらに次の段階という形で進めていきたいということで、率直に申し上げて最終的な日限を明確に切っているわけではありません。ただ、再計算ごとという一つのめどがありますので、それを一つのめどとしながら最終的な一元化の方向に向かって進めていきたいと思っております。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

(1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。

(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

(3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時まで具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

【関係資料①】 厚生年金保険制度に一本化

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】